

## 介護保険

### 介護保険サービス事業

#### 「小規模多機能型居宅介護事業」開設事業者

#### 募集のお知らせ

松前町では、「松前町老人福祉計画(第3期介護保険事業計画)」で、平成19年度に小規模多機能型居宅介護事業所1か所の開設を見込んでいます。町内の要介護者などが介護サービスを利用しながら安心して生活できるように、質の高いサービスを提供するため、小規模多機能型居宅介護の開設・運営を行う事業者を募集します。

#### 募集する事業内容

小規模多機能型居宅介護1か所(平成19年度中にサービスを開始)

#### 応募資格

法人であること(ただし、農地組合法人以外)その他

介護保険法及び厚生労働省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」などを理解し、たうえで、応募する事業所は、**2月28日(水)までに**役場介護保険課までご連絡ください。(土・日曜日、祝日を除く執務時間中)

※ 今回の募集以外には、平成19年度中の地域密着型サービスの事業者指定は原則として行いませんのでご了承ください。

#### 問い合わせ

役場介護保険課介護保険係

☎985-4115

## 農業

### 集落営農を

#### めざしませんか!!

#### ◆ 集落営農とは

個別の営農だけでカバーできない場合、共同で営農を行うことをいいます。

#### ◆ 集落営農のメリット

- 機械の共同利用などで経費の削減が図れます。
- 意欲、体力、気力に応じて参加できます。
- 農村社会もいきいきします。

#### ◆ 担い手たる集落営農

地域の農業を担う集落営農は、将来的に効率的で安定した経営を行うことができるよう、組織の運営や経理などの取り決めが必要です。

※ 地域でかかえる問題点の打開案を図るため、集落営農に取り組み自らの問題として、自らの責任において、

十分な構成員間での話し合いが必要です。

- ① 農作業を受託します。
- ② 規約などを作成します。
- ③ 一元的な経理を行います。
- ④ 中心となる者の所得目標を定めます。
- ⑤ 農業生産法人をめざします。

#### ◆ 集落営農の組織運営形態

〈共同利用型〉  
集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している組織

〈作業受託型〉  
集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業受託を受けたオペレータ組織などが利用している組織

〈集落一農場型〉  
集落の農地全体を一つの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営している組織

#### 問い合わせ

役場産業課農林係

☎985-4119

J A 松山市

☎946-1611

松山地方局農政普及課

伊予農業指導班

☎982-0477

## 募集

### 重信川河川愛護モニター

#### になりませんか?

松山河川国道事務所では、日常生活で気づいた河川に関する情報を河川管理者に伝えるほか、河川愛護思想の普及・啓発活動を行っていただく「重信川河川愛護モニター」を募集しています。

#### 募集人数

9人  
重信川と石手川の一部を9区間に区切り、1区間当たり一人です。

#### 応募資格など

20歳以上で活動範囲の近隣に居住し、月1回の定期報告などが条件で、任期は原則1年です。(月額4,000円程度の手当あり)

#### 締切

2月23日(金) 17時(必着)

活動内容、活動区間、応募方法などの詳細は、お問い合わせいただくか、松山河川国道事務所のホームページをご覧ください。多数のご応募お待ちしております。

#### 問い合わせ

国土交通省四国地方整備局

松山河川国道事務所

重信川出張所

〒791-1113

松山市森松町454-47

☎958-8215

FAX 958-8225

メールアドレス

matuya.80@skr.mlit.go.jp

ホームページ

http://www.skr.mlit.go.jp

/natsuyam/

## 行政書士無料相談センター

●相談内容  
農地等土地利用関係、遺言・相続関係、自動車関係、営業許可関係、建設業許可関係など

●開催日  
毎月 第2・4水曜日  
※ 上記相談は、電話による予約制です。

●予約専用 ☎946-1443

### 愛媛県行政書士会

松山市三番町4丁目10番地1  
(愛媛県三番町ビル1階)